議第１２９号

業務委託契約の締結に関し議決を求めることについて

（富士市富士山フロント工業団地第３期整備事業包括業務委託）

富士市富士山フロント工業団地第３期整備事業包括業務委託につき、次のとおり委託契約を締結したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４１年富士市条例第１６号）第２条の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

記

１　委　託　名　　富士市富士山フロント工業団地第３期整備事業包括業務委託

２　履 行 場 所　　富士市大淵地先

３　契約の内容

⑴　契　約　金　額　　７６０，５５８，３００円

⑵　契約の履行期限　　令和１２年２月２８日

⑶　業務委託の内容

ア　調査設計等業務

イ　造成工事業務

ウ　発注者支援業務

４　契約の相手方

木内建設株式会社沼津支店・株式会社石井組・株式会社富士測量共同事業体

代表者　沼津市共栄町４番地の２

木内建設株式会社　沼津支店

支店長　　吉　澤　直　己

構成員　富士市水戸島元町４番１０号

株式会社石井組

代表取締役　　石　井　　肇

構成員　富士市永田町１丁目１２２番地

株式会社富士測量

代表取締役　　杉　山　雄　亮

５　契約の方法

随意契約（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による。）

富士山フロント工業団地第３期整備事業

位置図

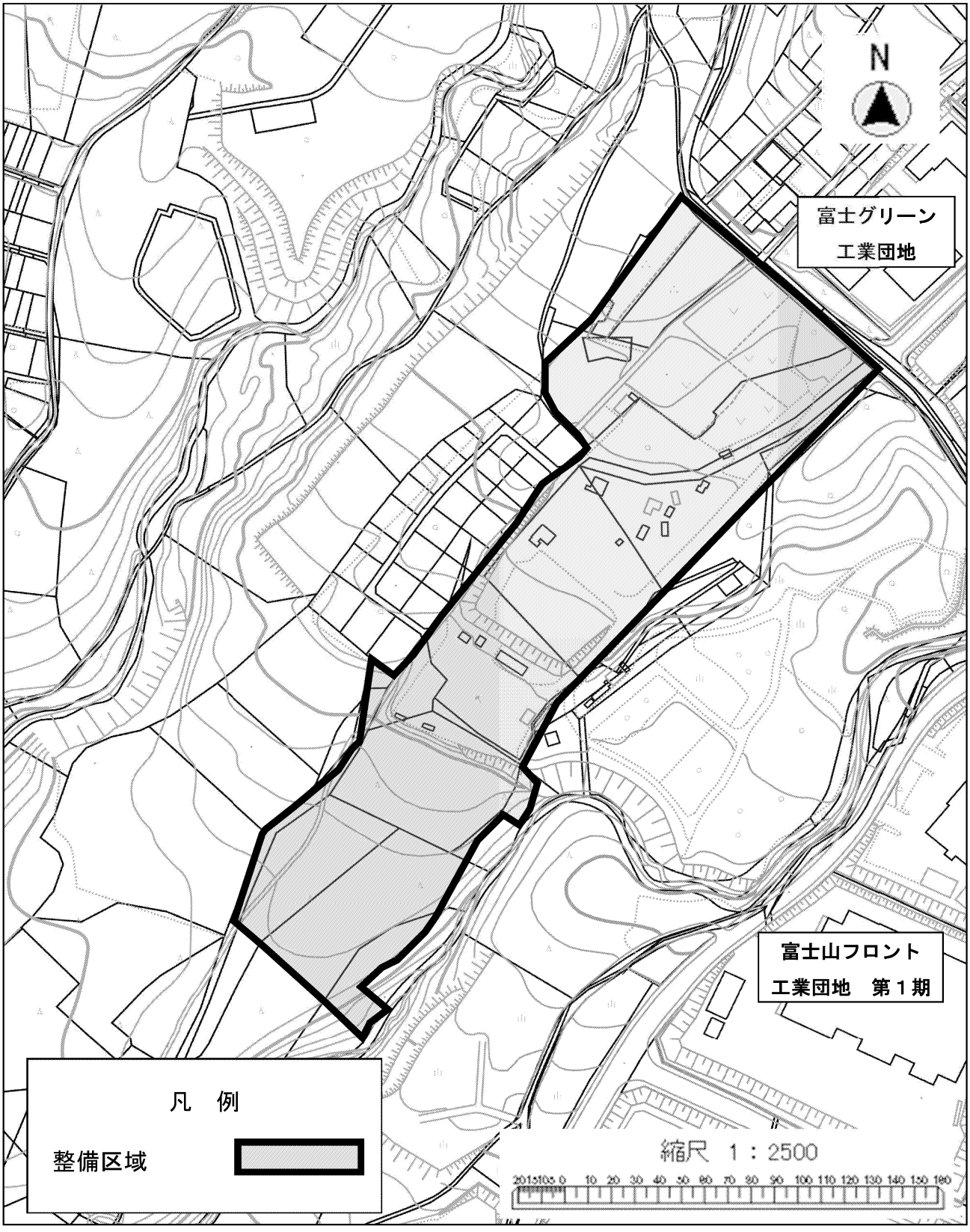

議第１３０号

財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて

（富士市立なかじま保育園に係る建物及び工作物の無償譲渡）

富士市立なかじま保育園の運営を民間移管することに関し、次により建物及び工作物の無償譲渡をしたいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

記

１　建物及び工作物の所在

富士市中島字中堀下２６８番地２ほか

２　建物及び工作物の概要

別紙のとおり

３　無償譲渡の相手方

富士市蓼原１１３番地の１５

学校法人眞蹊樹小林学園

理事長　　小　林　直　樹

物件目録　建物及び工作物

No.	種　類	構　造	延床面積（㎡）
1	園舎棟	鉄筋コンクリート造２階建	893.53
2	倉庫及び便所	鉄筋コンクリート造平家建	37.28
3	工作物一式	－	－
合　　計			930.81

富士市立なかじま保育園位置図

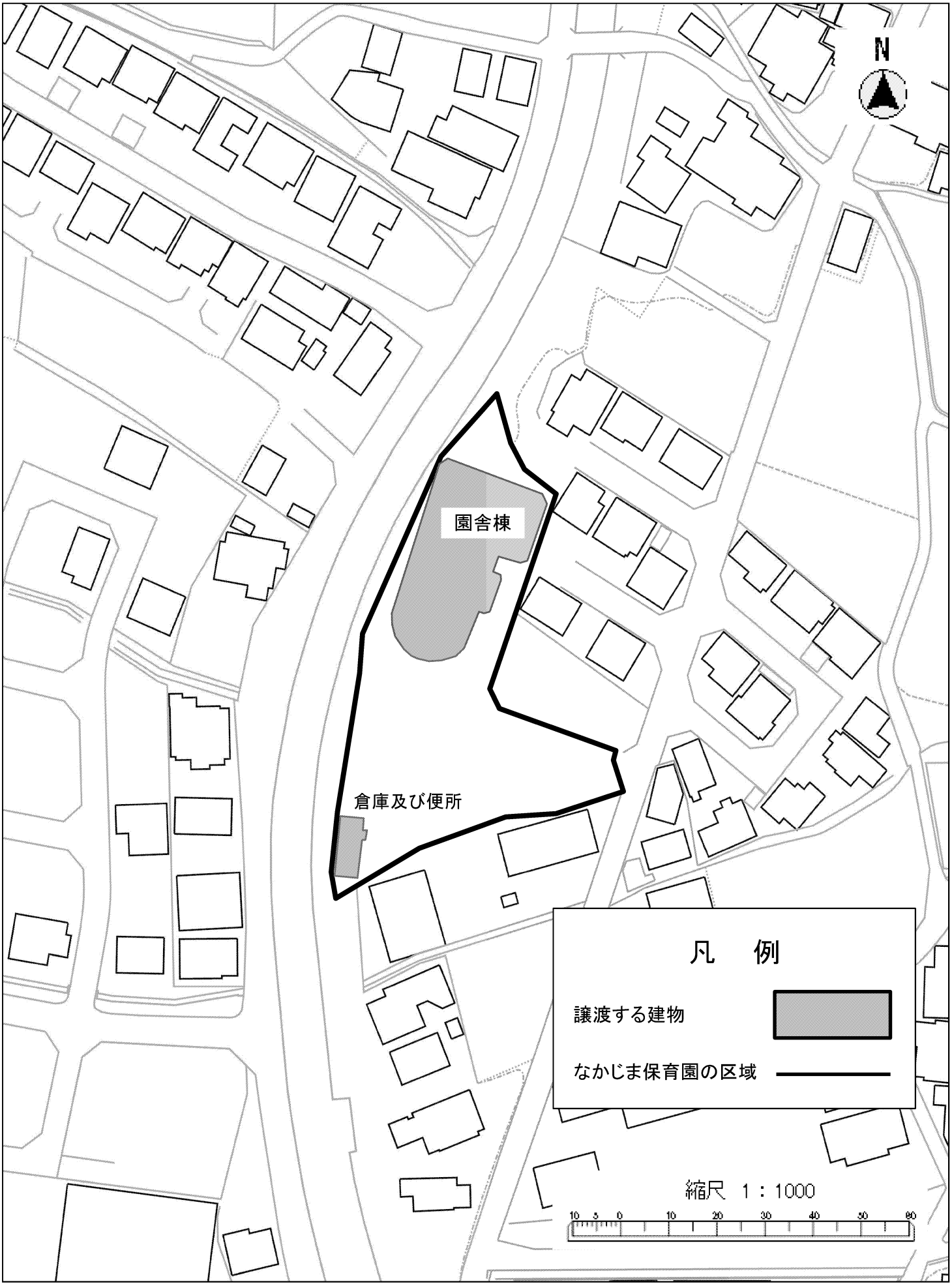

議第１３１号

財産の無償譲渡に関し議決を求めることについて

（富士市立鷹岡保育園に係る建物及び工作物の無償譲渡）

富士市立鷹岡保育園の運営を民間移管することに関し、次により建物及び工作物の無償譲渡をしたいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

記

１　建物及び工作物の所在

富士市久沢字沢東２５６番地１

２　建物及び工作物の概要

別紙のとおり

３　無償譲渡の相手方

富士市中之郷３７７９番地

学校法人浄巌学園

理事長　　大　嶽　正　孝

物件目録　建物及び工作物

No.	種　類	構　造	延床面積（㎡）
1	園舎棟	鉄筋コンクリート造２階建	757.87
2	倉庫及び便所	鉄筋コンクリート造平家建	24.00
3	工作物一式	－	－
合　　計			781.87

富士市立鷹岡保育園位置図

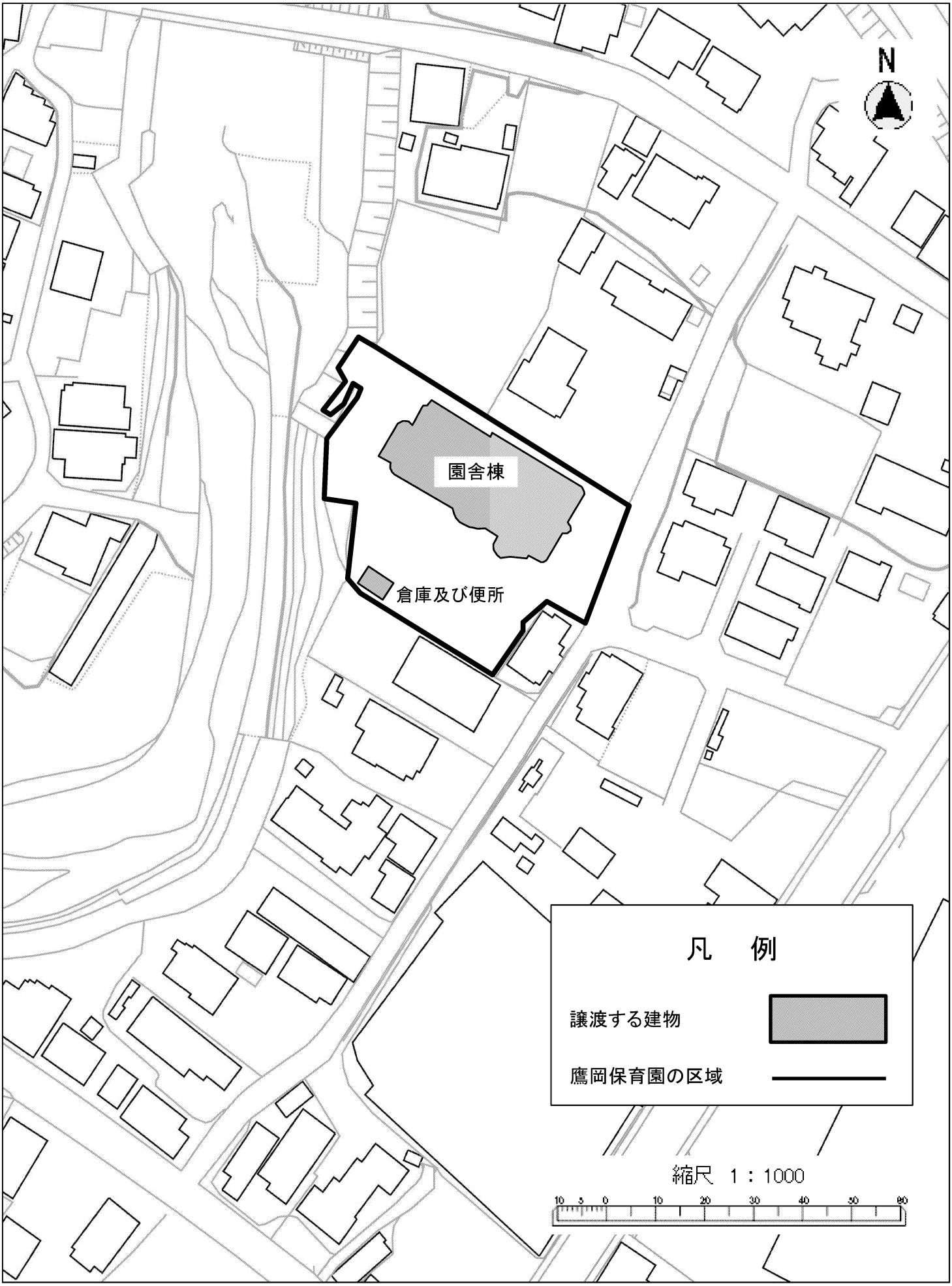

議第１３２号

財産の減額貸付に関し議決を求めることについて
（岳南富士地方卸売市場に係る土地及び建物の減額貸付）

岳南富士地方卸売市場に関し、次により土地及び建物の減額貸付をしたいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

記

１　土地及び建物の概要
別紙のとおり
２　貸付の相手方
富士市田島１００番地
富士中央青果株式会社
代表取締役　　小　林　　充
３　貸付金額（年額）
２１，３７０，０００円
４　貸付の期間
令和９年４月１日から令和１９年３月３１日まで

物件目録　土地

No.	所在地番	登記簿地目	面積（㎡）
1	富士市荒田島字鮒川188番1	宅地	182.85
2	富士市荒田島字鮒川199番1	宅地	6,747.54
3	富士市津田字中ノ島121番1	宅地	789.53
4	富士市津田字中ノ島121番16	宅地	109.31
5	富士市中河原字舟川添1番	宅地	59.50
6	富士市田島新田字城山1番1	宅地	1,102.29
7	富士市田島字元屋敷10番1	宅地	8,700.10
8	富士市田島字元道49番2	宅地	1,301.04
9	富士市田島字山神東100番1	宅地	3,753.42
10	富士市田島字堤外元屋敷145番2	宅地	2.63
11	富士市田島字舟川添150番1	宅地	16.02
12	富士市田島字舟川添151番1	宅地	2,894.35
13	富士市田島字窪田67番2	宅地	21.27
合　　計			25,679.85

物件目録　建物

No.	種　　類	構　　造	面積（㎡）
1	市場	鉄筋コンクリート造３階建	5,079.60
2	市場	鉄骨造平屋建	3,143.20
3	冷蔵倉庫	鉄骨造平屋建	720.00
4	機械室	軽量鉄骨造平屋建	8.02
合　　計			8,950.82

岳南富士地方卸売市場　位置図

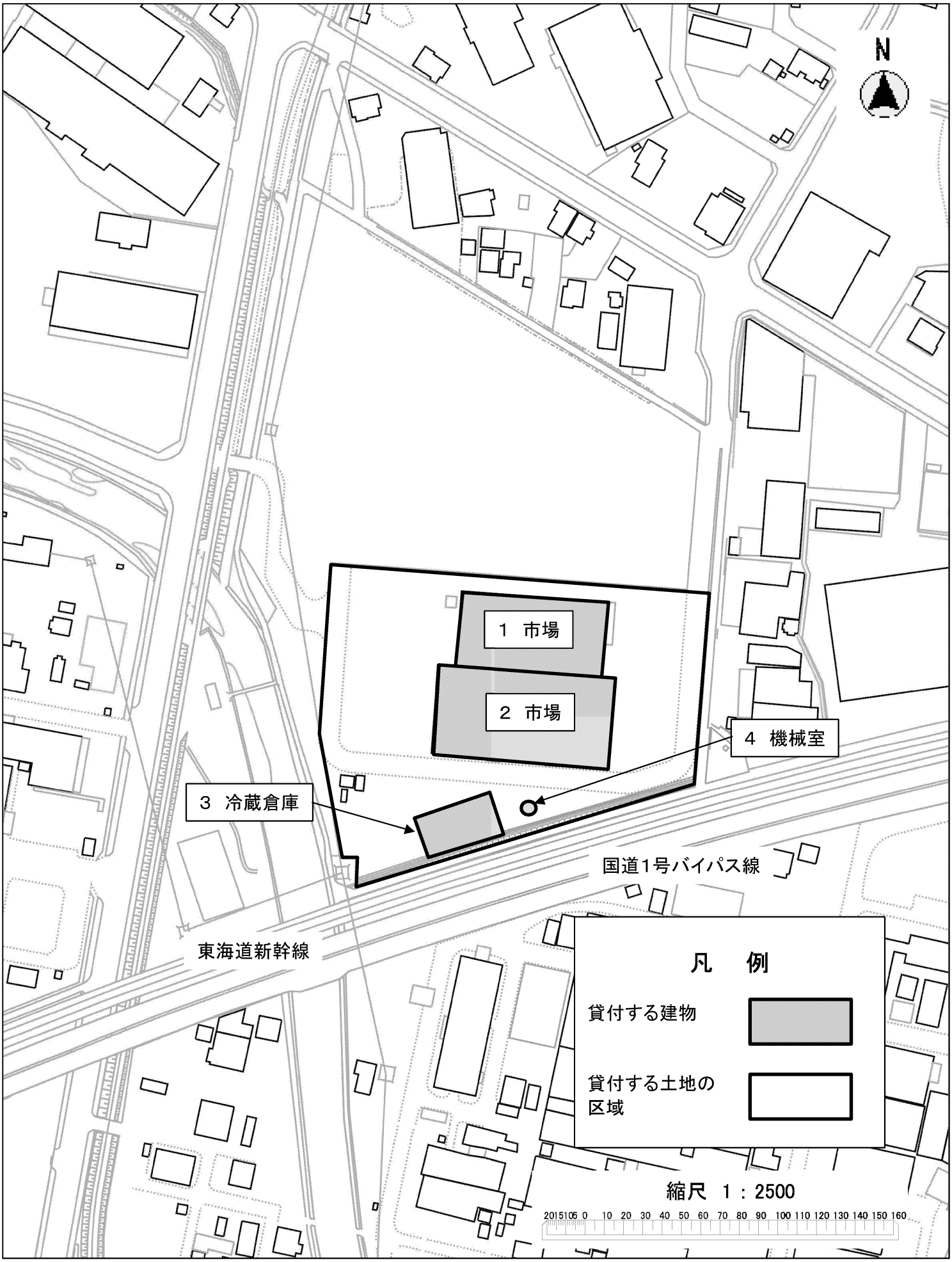

議第１３３号

損害賠償の額を定め和解することについて

令和７年４月１０日午後７時３０分頃、富士市比奈１８９３番地の２地先（市道比奈泉１号線）において、（氏名省略）運転の三輪の自動車が蓋の外れたマンホールに落輪し、当該車両及び携行品を損傷し、また、同氏が外傷性頸部症候群、背部挫傷等の傷害を負った事故について、相手方から道路管理者である市に対して損害賠償請求がなされ、協議を重ねた結果合意に達したので、次のとおり賠償額を定め相手方と和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

記

１　賠償及び和解金額　　３，５８３，３３５円

２　相　　手　　方　　運転者

（住所省略）

（氏名省略）

労働者災害補償保険法（平成２０年法律第５６号）第１２条の４の規定に基づく代位請求者

静岡市葵区追手町９番５０号

静岡地方合同庁舎３階

厚生労働省静岡労働局

局長　　國　分　一　行

保険法（平成２０年法律第５６号）第２５条の規定に基づく代位請求者

東京都中野区東中野３丁目１４番２０号

チューリッヒ保険会社

自動車損害サービス１部第１９サービスセンター

センター長代理　　林　　大　祐

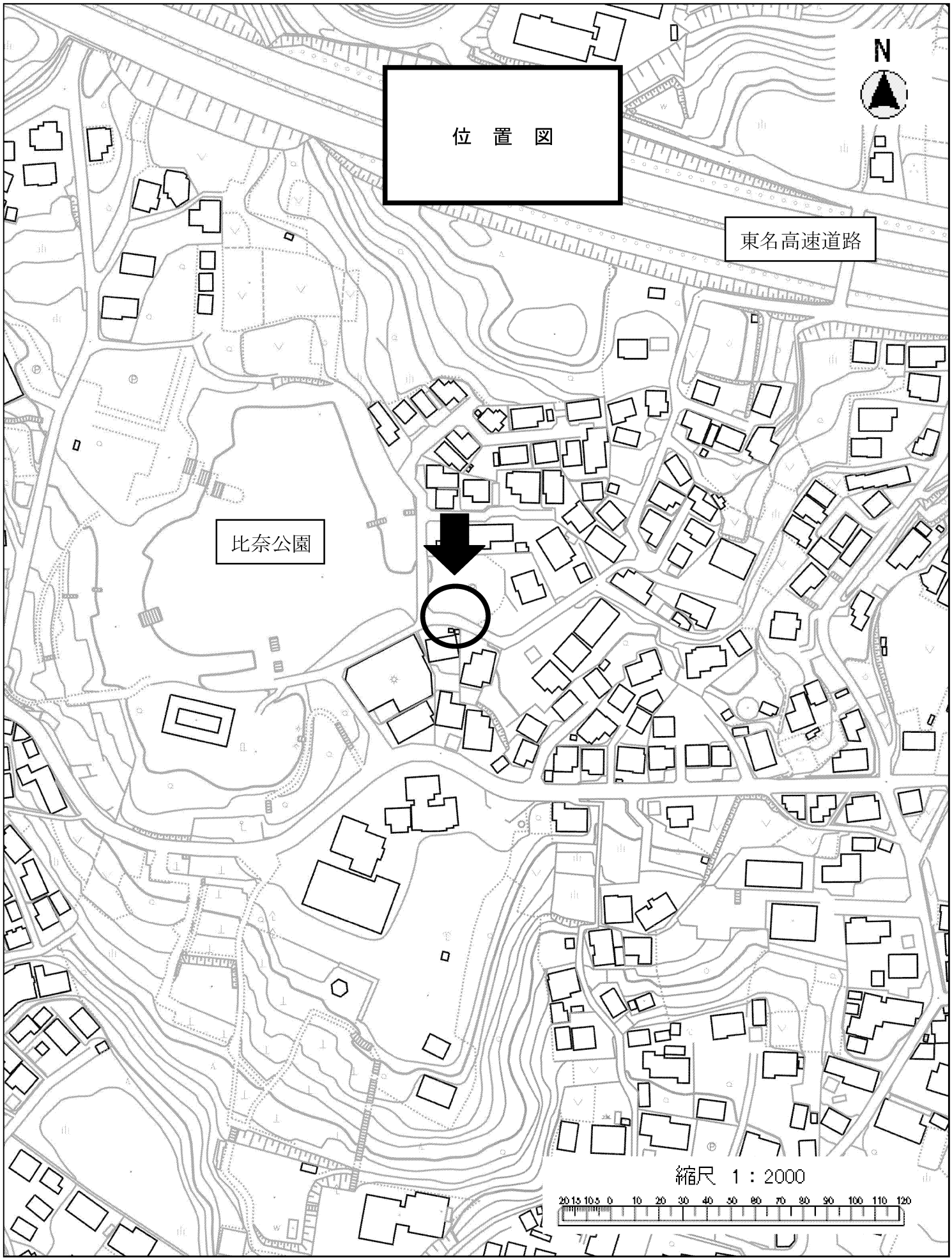
位　置　図
N
東名高速道路
比奈公園
縮尺　1：2000
20 15 10.5 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

議第１３４号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

（富士市丘まちづくりセンター）

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

記

公の施設の名称	富士市丘まちづくりセンター
指定管理者となる団体の名称	一般社団法人丘地区まちづくり協議会
指定の期間	令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議第１３５号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

（富士市交流プラザ）

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

記

１	公の施設の名称	富士市交流プラザ
２	指定管理者となる団体の名称	公益財団法人富士市文化振興財団
３	指定の期間	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議第１３６号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

（富士市サイクルステーション）

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

記

１　公の施設の名称　　富士市サイクルステーション

２　指定管理者となる団体の名称　　ＢＣクリエイト合同会社

３　指　定　の　期　間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議第１３７号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

（富士市保健休養林野田山健康緑地公園（キャンプ場））

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

記

１	公の施設の名称	富士市保健休養林野田山健康緑地公園（キャンプ場）
２	指定管理者となる団体の名称	株式会社白糸植物園
３	指定の期間	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議第１３８号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

（富士市都市公園）

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

記

１　公の施設の名称	富士市都市公園のうち次に掲げる公園 米の宮公園、岩本山公園、新通町公園、広見公園、南町公園、中央公園、入山瀬公園、湧水公園、浮島沼つり場公園、富士と港の見える公園、善得寺公園、原田公園、竹採公園、鎧ヶ渕親水公園、原田湧水池公園、富士西公園、入道樋門公園、かがみ石公園、浮島ヶ原自然公園
２　指定管理者となる団体の名称	ふじ未来グリーンパートナーズ
３　指　定　の　期　間	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議第１３９号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
（富士市立少年自然の家、富士市立丸火青少年の家及び富士市保健休養林丸火自然公園）

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

記

１　公の施設の名称	⑴　富士市立少年自然の家
	⑵　富士市立丸火青少年の家
	⑶　富士市保健休養林丸火自然公園
２　指定管理者となる団体の名称	特定非営利活動法人ホールアース自然学校
３　指定の期間	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議第１４０号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定により静岡地方税滞納整理機構規約の一部を別紙のとおり変更したいので、同法第２９１条の１１の規定に基づき議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成２０年総行市第１号）の一部を次のように変更する。

第４条第４号中「第４４２条第５号」を「第４４２条第３号」に、「同条第７号」を「同条第５号」に改める。

附　則

この規約は、令和９年６月１日から施行する。

議第１４１号

第六次富士市総合計画後期基本計画の策定について

第六次富士市総合計画の後期基本計画を別添のとおり定めることにつき、富士市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成２２年富士市条例第２６号）第３条の規定により議決を求める。

令和８年１１月２５日提出

富士市長　　金　指　祐　樹